

第 50 回

東邦大学薬学部公開講座

＝薬と健康の知識＝

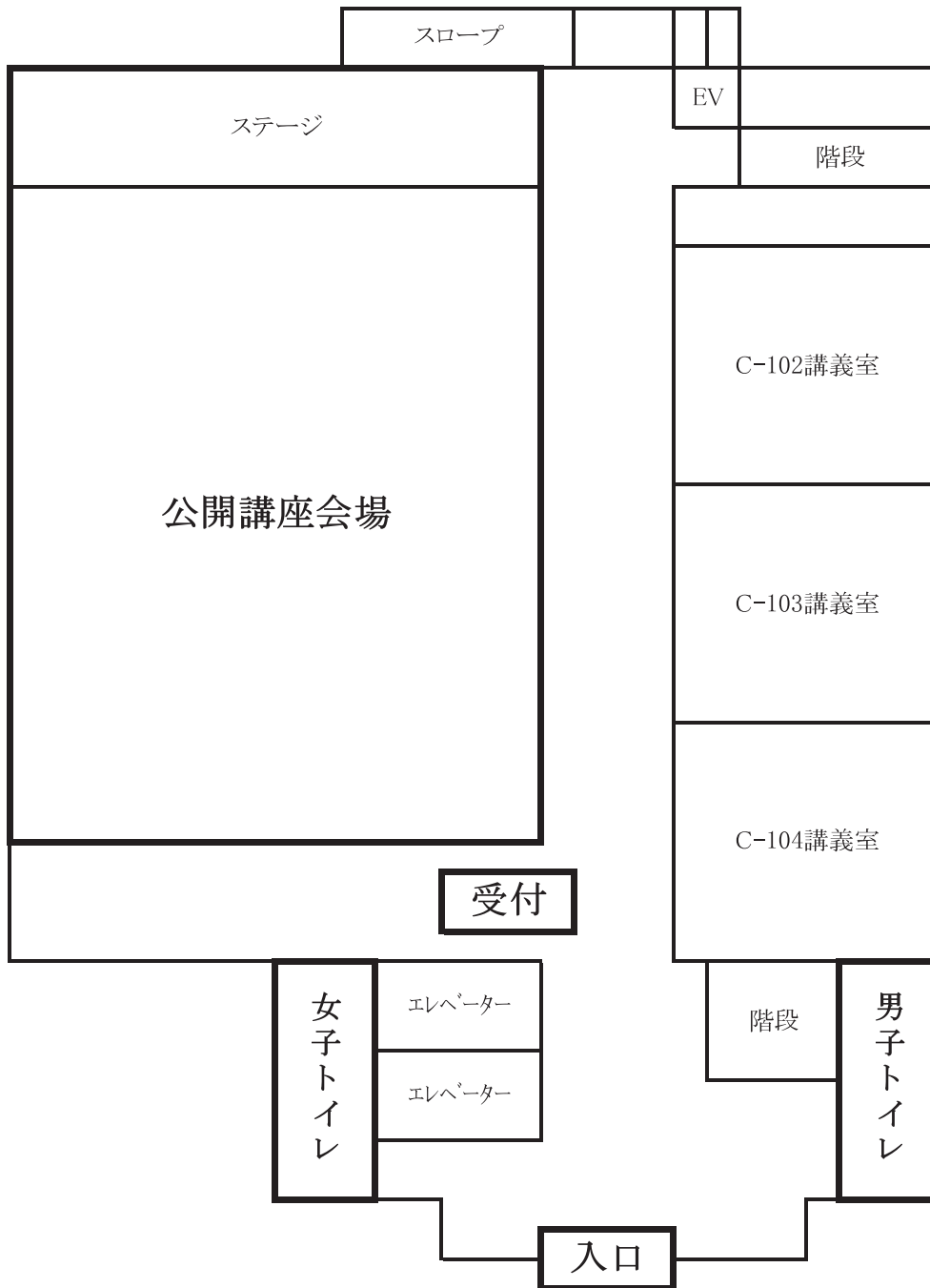
「薬局を上手に利用していますか？」

講 演 要 旨

2010年9月25日(土) 13時30分より

主 催 東邦大学薬学部
共 催 東邦大学薬学部臨床薬学研修センター
東邦大学薬学部鶴風会(同窓会)
協 賛 (社)日本薬学会
後 援 船橋市教育委員会・習志野市教育委員会
市川市教育委員会・浦安市教育委員会
佐倉市教育委員会・八千代市
千葉県薬剤師会・千葉県病院薬剤師会
千葉県学校薬剤師会・(社)千葉県製薬協会

薬学部C館・1階フロア案内図



※トイレは2階にもあります。

第50回東邦大学薬学部公開講座プログラム
テーマ：『薬局を上手に利用していますか？』

日 時：2010年9月25日（土）13：30～16：40

場 所：東邦大学習志野キャンパス

薬学部C館 C101講義室

進行：佐藤 忠章（薬学部公開講座委員）

13：30～13：35 開会の挨拶 井上 義雄（東邦大学薬学部長）

司会：吉尾 隆（臨床薬学研究室）

13：35～13：45 講演1

OTC薬販売制度の改正について

演者：渡辺 朋子

（東邦大学薬学部 臨床薬学研究室 准教授）

13：45～15：00 講演2

OTC薬販売時の薬剤師の必要性について

演者：秋葉 保次

（元日本薬剤師会副会長）

15：00～15：20 休憩（ドリンクサービス）

15：20～16：35 講演3

OTC薬の安全な販売と販売時の注意事項

—製造販売業会社の立場から—

演者：馬瀬 八尋

（エーザイ株式会社 エーザイジャパン

医薬販路政策部 保険薬局販路）

16：35～16：40 閉会の挨拶 高橋 良哉（薬学部公開講座委員長）

『薬局を上手に利用していますか？』

－OTC薬販売制度の改正について－

東邦大学薬学部 臨床薬学研究室

渡 辺 朋 子

平成21年2月6日の薬事法施行規則の改正により一般用医薬品（Over The Counter drugs：以下OTC薬と略す）の新たな販売制度が昨年6月1日より施行されました。新制度の内容で最も大きな変化は、OTC薬が副作用などのリスクの程度に応じて3グループ（第1類、第2類、第3類）に区分されたことです。リスクの高い第1類の医薬品については、薬剤師による対面販売時に文書での情報提供が義務付けられました。その他、薬剤師以外に第2類と第3類のOTC薬を販売ができる「登録販売者」を設置したことです。従来あった薬種商販売者などの販売者を「登録販売者」という販売者に統一しました。さらに、リスクが高い第1類と第2類のOTC薬の郵送販売（インターネットや電話での販売も含む）が禁止されました。

しかし、改正薬事法の施行から1年経った今年6月に厚生労働省が改正薬事法の定着状況に関して全国の薬局（約4000店舗）を対象として覆面調査を行った結果では、第1類のOTC薬を扱う約1950店舗のうち半数の薬局で文書を用いた説明がされていないことが分かりました。また、約2割の薬局では購入時に説明自体されていなかったことが報告されています。郵送販売については、調査員がインターネットや電話で購入を試みたところ、郵送販売が禁止されている第1類と第2類のOTC薬についても、10件中6件で購入することができたことが報告されており、全体的に本制度が周知徹底されていない実態が浮き彫りになりました。

一般にOTC薬は、医療用医薬品（以下、処方薬と略す）に比べて効果が弱く、安全であると一般の購入者だけでなく、医療関係者においても認識されていることが多いようです。しかし、第1類OTC薬のほとんどは、処方薬として使用されている成分をOTC薬として製造販売しているスイッチOTC薬（胃腸薬の「ガスター10」の例など）や処方薬として開発されていた成分をOTC薬として製造販売されることとなったダイレクトOTC薬（育毛剤の「リアップ」の例）であり、その効果と副作用が処方薬と同じであることはあまり知られていません。一般の消費者の中には、コンビニエンスストアなどで購入できる、比較的低リスクの低い第3類のOTC薬に属する胃腸薬や医薬部外品の育毛剤とこれらのOTC薬との違いがよくわからないまま購入している方も数多くおられます。実際、リスクの高い第1類のOTC薬だけでなく、第2類のOTC薬である総合感冒薬でも、まれにはありますが、

「スティーブンス・ジョンソン症候群」や「間質性肺炎」といった、時には死に至る重篤な副作用が発生した例が報告されています。また、花粉症などで気軽に使用されている抗アレルギー薬に含まれている抗ヒスタミン剤（風邪薬でも使用されている例がある）で「前立腺肥大」や「緑内障」が悪化しているにも関わらず、薬による副作用だと気がつかないまま服用しているといった、隠れた副作用の発生状況も確認されています。

薬は、処方薬、OTC薬を問わず、病気になった時になくてはならない強い味方ではありますが、病気にだけ効く訳ではなく、身体の正常な部分（内臓や細胞自体）にも働いてしまい、副作用を生ずることとなりますので、薬の内容をしっかりと知って上手に使うことが大切となります。特に、OTC薬は、消費者自身の判断で、気軽に手に入れることが可能ですが、その使い方を間違えると重大な副作用の発現につながります。OTC薬を購入するときは、薬の専門家である薬剤師に相談をし、上手に使っていきましょう。

『薬局を上手に利用していますか？』

「OTC薬販売時の薬剤師の必要性について」 —薬局と薬剤師、それにお薬の扱い方の話—

秋葉 薬局

秋 葉 保 次

1 はじめに

会話の中では、しばしば薬屋といますね。街では、ドラッグストアの看板や広告チラシが目立ちます。一方では薬局という表示もよく見かけます。この三つの言葉は何が違うのでしょうか？

この内、薬局だけは薬事法の正式な用語です。しかも総てのお薬が手に入る場所です。他の二つは、慣用語です。もっとも、お薬も同様に正式な用語は医薬品です。

どうも薬事法にカギがありそうですね。少し寄り道しましょう。

2 薬事法を見る

薬事法はお薬などの物そのものの品質・規格、その物を扱う製造業者や製造所・流通業者や薬局などの施設を規制する反面、お薬などの開発の推進という二つの目的があります。規制や推進することで、保健衛生の向上を図るわけです。

第二条に様々な言葉の定義が出てきます。

この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品（以下「機械器具等」という。）でないもの（医薬部外品を除く。）
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものを用いる。

- 一 次のイからハマまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機

械器具等でないもの

イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

ロ あせも、ただれ等の防止

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

11 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の調剤所を除く。

この他にも、体に接触する医療機器などの定義が沢山ありますが省きます。

3 薬局とは

薬局の定義の条文には、二つのポイントがあります。一つは「薬剤師が調剤の業務を行う場所」とあり、二つ目は「医薬品の販売業を併せ行う場合には」とあることです。

そこで、薬局を知るために薬剤師法も見てみましょう。

第一条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

この二つの法律で、薬局と薬剤師は切り離せない関係で1セットとなっています。

薬事法には薬局だけでなく他の条文に店舗販売業や配置販売業などが出てきます。配置

はお馴染みの言葉で、徳川時代から続いている富山の置き薬やさんです。店舗販売業というのは、薬局以外の薬屋いわゆる薬店です。

薬店には薬剤師以外の一般薬の販売に従事する登録販売者もおります。

じゃあ、ドラッグストアはどっちなの？

ドラッグストアは薬局も薬店も両方あるのです。この言葉は法律用語でなく、輸入してきて根付いた社会用語なのです。だからどちらもドラッグストアを名乗って問題ありません。どっちもあるから一寸見わかりませんね。それを見分けるキーワードは「調剤」や「処方せん」の表示と薬剤師がいることです。とすれば、そのドラッグストアは薬局です。薬局以外では調剤できませんから。

薬局と店舗販売業の二つが、店舗を構え、それに店舗はありませんが、配置販売を含めて一口に薬屋といえましょう。

4 医薬品

一方お薬の方はどうでしょうか。定義された医薬品も、大きく2通りに分類されます。医療用医薬品と一般用医薬品です。

医療用医薬品は、抗生物質や糖尿病薬など、医師の指示が必要です。

一般用医薬品は、医師の指示無しで一般の方々が自己治療のために購入できる、いわゆる大衆薬のことです。

その上、それぞれ更に細分化されます。

医療用の方は、処方せん医薬品とその他の医療用医薬品の2分類です。

一般用は、3分類されて、第1類一般用医薬品、第2類一般用医薬品、第3類一般用医薬品と呼ばれます。医療用の2種類は医師の指示が義務付けられており、分類されても消費者の方々から見れば殆ど変わりありません。

ところが、一般用は大きく変わります。大衆薬でありながら、第1類はセルフでは購入できません。薬剤師の手渡しが必要となっております。セルフメディケーションといいながら、第1類だけは特別の扱いです。

第2類第3類はセルフでも購入できます。

これは医薬品を安全性の低い物（副作用や飲み合わせの出易いもの）から分類しているからです。たまに効き目の良いものが第1類と覚えておられる方がいますが、それは違います。安全性（危険性）の順序で分類しているのです。それでも、安全性が比較的に高いとされている第3類の注釈は次のようになっております。

「副作用・飲み合わせなど安全性上、多少注意を要するもの」

やっぱりお薬です。安全性が高いといって安心せず、使用上の注意は是非ともお目通しください。

5 医薬部外品

医薬部外品の定義に1, 2, 3, 4の他に厚生労働大臣の指定する物とありました。

医薬部外品は、医薬品よりも「作用が緩和」とされておりす。

ところが、この厚生労働大臣に指定するものには、説明書には「使用上の注意」があつて、薬剤師に相談すること、となっております。「使用上の注意」は医薬品の義務ですから、医薬部外品といつても医薬品に準じた取り扱いを考えているように思えます。

しかし、医薬部外品は、薬局・薬店以外のどのようなお店でも自由に扱うことができますが、それでも医薬品の性格が残っているものがある。そのため「使用上の注意」や、薬剤師に相談することの表示が必要なのです。

そこで一口にお薬と言えは、医薬品と医薬部外品で包括できましよう。

化粧品は飲むものはないので、お薬と言いくいすね。

健康食品はどうか？お薬そっくりすね。

でもあれは、食品の扱いなのです。医薬品、医薬部外品の表示はありません。

その代わり栄養成分表示の欄に「エネルギー」が入っています。これがお薬との違いの目安です。食品衛生法や健康増進法で規制されているですが、仕様書を見ただけでは判り難いかも知れませぬ。

6 施設と取り扱うものとの組み合わせ

- * 薬局は薬剤師がいて、調剤は勿論薬事法にある総ての医薬品を取り扱えます。
- * 店舗販売業では、薬剤師がいなくても、登録販売者がいれば、取扱い範囲が更に絞られますが一般用医薬品（大衆薬）だけは取り扱えます。
- * 医薬部外品は薬事法の範疇ですが、販売場所の規制はありません。何処でも扱えます。

ここで医薬品等や食品のスライドを見ましよう。

また外用型のお薬や化粧品のように見えますが、表示が付いていない製品があります。

薬事法や食品衛生法の規制を受けていない物です。言いようがないので、雑品などと言いますが、薬事法などの法律の規制の枠外にあるからです。

ここでそれらの物のスライドを見ましよう。

7 薬局が扱う医薬品以外の様々な物。

ドラッグストアでは、実に様々な商品が扱っています。中心は医薬品や調剤に関連した物ですが、それ以外にも医療機器 化粧品 健康食品 お薬以外の薬品 家庭用生活雑貨

日曜雑貨 かわいい雑貨一装身具、文具、日常小物（ロフト等）飲み物、食べ物、一般食品など幅広いですね。種類はどれくらいあるのでしょうか？

そうかと思うと、病院の近くの薬局では、何も売らないで調剤専門の標榜もあります。

一体どっちが薬局でしょうか。それにそんなに見かけが異なって幅が広くては、薬局の範囲を逸脱しないでしょうか？

先ほどの薬事法では問題ありません。薬局は、定義にもある通り、お薬のことだけで決められた城なのです。調剤？いえ一般薬、特に第1類もです。薬局でしか扱えないのですから。そこを護られていれば、城外では何を扱っても差し支えありません。

それでは、ドラッグストアはどうしてあれほど他種類な物を扱うのでしょうか？
調剤やお薬だけでやっていけばいいじゃないですか。

そこが一番難しいのです。薬局はそれだけでやっていけないことが多いのです。

問題の本質は薬局が、調剤や一般薬だけで繁盛するためには、病人を増やすことを考えなければならないことです。本来の仕事は病人を減らす側にいるはずで、それが病人を増やすこと願う。これは、非道い話です。どう見ても道義的でない、悪魔的です。

薬局はそんな宿命みたいなものを抱えているのです。

それなら、病人以外の方々、健康な方々に販売できるもの、ということで単純消費財的な生活雑貨を扱い始めたのです。その部分を拡大すると、ドラッグストアになってゆくのです。

病人を中心とすれば、病人が一番多く集まる場所は病院です。その近くに薬局があれば病人も多く集まりましょう。病院に通うのですから、一般薬も不要でしょう。調剤だけの薬局になります。

勿論、こんなに極端に分化せずに、調剤から一般薬までバランス良く扱っている薬局の方が目立ちませんが数は多いのです。

見かけは異なっても調剤と一般薬が薬局の中心なのです。ところでこの調剤と一般薬を取り扱うためには、先程もあったようにもう一つの人的要素－薬剤師－が不可欠なのです。

薬局、ドラッグストア、調剤薬局と見た目はバラエティーに富んでいますが、核心の部分は一緒なのです。

ドラッグストアのうち、薬局でなく薬店の方は、薬剤師がいない場合もあります。すると第1類も扱えません。薬剤師に相談することも出来ません。薬店となるとドラッグストアでも、少し性格が変わっていると言えましょう。

8 薬局とセルフメディケーション

最近、消費者の方々の、医療や薬に対する認識が大変に向上してきました。たとえば、

治療の妥当性の検証のために、セカンドオピニオンを求めるなどの傾向が見られます。

そして、前に経験した軽い疾病の場合は、自己治療を試みる場合が増えてきました。

セルフメディケーションと言われるものです。この傾向はかなり拡大してきました。

それに役立つように、一般薬を充実させてきました。しかしその一般薬で事故が起きてはならない、手に入り易くするが安全を確保しようと意図したのが、一般薬の3分類なのです。特に第1類は、医師だけの医療用医薬品と重なるものが多いのです。薬剤師に手渡しさせるのは、安全確保の一つです。

このような形で、セルフメディケーションを進めておりますが、消費者がお薬を選択しようとするときに面倒なのが、商品名や説明表示の問題です。

- * そっくり名前で、別成分。
- * 類似名前で、別目的。
- * 異なる名前で、同一成分。
- * 同じ表示で、医薬品・医薬部外品・食品扱い。
- * 同じ名前で、別成分。

など、微妙に異なるさまざまな問題があります。当然飲み合わせの問題も絡みます。

確かに、細心の注意を払い飽きるほどよく見れば解決できますが、かなりの緊張を強いられます。うっかりすると間違えます。それでは、せっかくの気持ちも挫折してしましましょう。

今のところ、それを解決できる立場にいるのは、一般薬を扱っている薬局の薬剤師でしょう。薬剤師は、一般薬のリストを持ってますし、何よりも現物を見ております。良く判っているはずですが。それに薬事法で、その説明を義務付けられています。

薬剤師法施行規則

第百五十九条の十七 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第三項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせなければならない。

- 一 第一類医薬品の情報の提供については、当該薬局又は店舗内の情報提供を行う場所において、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に対面で行わせること。
- 二 第二類医薬品又は第三類医薬品の情報の提供については、当該薬局又は店舗内の情報提供を行う場所において、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に対面で行わせること。
- 三 医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に説明を行わせること。

お薬は、成分について基本的な情報が必要です。その成分がいくつか配合されて、新たな情報が必要になります。その上、製品として売り出されたものは、製品としての付加価値が情報として、たとえば、甘い、苦い、湿気易い、しみる、開封後何日までなどが更に加わります。成分は勿論、製剤上の問題それに使用した時の感じなどが、お薬を使う上では知りたいものです。

それは薬剤師にお尋ねください。喜んで自慢げにご返事させていただきます。

薬剤師は、医療に携わっておりますが、もともと薬学は理化学系の出身です。お薬と言う化学物質を通して人の体に関わります。

ですから、お薬だけでなく、家庭で使用される雑品に至るまで物理化学的性質のものなら、基本的に相談に応じられる立場です。

9 おわりに

お薬は何故規制されるのか？お薬が体にとって異物だからです。だから特異な作用を起こして、治療の方向にも動けば、反対に副作用の方向にも動く。それを上手にコントロールして使っているわけです。そのことに理解の深い薬剤師のいる薬局を利用して、医療や生活に役立てて下さい。

以上

『薬局を上手に利用していますか？』

「OTC薬の安全な販売と販売時の注意事項」

— 製造販売業会社の立場から —

エーザイ株式会社 エーザイジャパン

医薬販路政策部 保険薬局販路室

馬 瀬 八 尋

はじめに

OTCとは、「Over The Counter」の頭文字をとった一般用医薬品の呼び方で、皆様のご家庭にも風邪薬や胃腸薬など1つや2つ薬箱に入っているのではないのでしょうか。OTC医薬品は、お医者さんが症状を診断し処方される医療用医薬品とは違い、ご自身で症状を判断したり、薬剤師の先生に相談したりして、薬局で購入できるお薬です。

最近、政府の医療費抑制や医師不足の解消の政策としてセルフメディケーション（軽度な体のトラブルは、医療機関にかからず、OTC医薬品等を活用しご自身でケアする）の流れが拡大しています。その流れの中で、医療用医薬品で効果と安全性が確認された成分をOTC医薬品として許可され、薬局やドラッグストアで薬剤師さんや登録販売士さんのアドバイスのもと、購入することが出来る様になりました。このタイプのOTC医薬品をスイッチOTC呼び、従来のOTC医薬品より効果の高い製剤も多く、お医者さんで処方してもらわなくても、手軽に薬局で購入できるようになり、便利になりました。

又、特定保健用食品や栄養機能食品といった従来の健康食品にデータを付加し、ある程度の効果を訴求できる医薬品に近い製品も次々と発売され、みなさまの健康セルフメディケーションニーズをますます充足できる環境が整ってきています。

しかし、便利になる一方で、相互作用（薬と薬の飲み合わせや、薬と健康食品の飲み合わせ）の問題や誤った服用方法（多量に飲む等）をされるケースが多くおこっています。

そういった問題を解決するためには、もちろんインターネット等でお調べいただく方法もありますが、「薬のプロである、薬に一番詳しい薬剤師さん」に相談したらいかがでしょうか？このセクションでは、そういったご提案をさせていただきます。

1、薬に関してのお問い合わせについて「エーザイお客様ホットライン」より

1) お問い合わせ全般について

多くのお薬を患者様や一般生活者のみなさま方が、手軽に入手できるようになった背景もあり、薬に関して様々な疑問を多くお持ちのようです。その様な方々の相談窓口として、

エーザイお客様ホットライン（患者様や一般生活者のみなさま方の電話相談窓口）を設置しています。この窓口は、患者様や一般生活者のみなさま方だけでなく、お医者さん、看護師さん、薬剤師さん、といった医療従事者の方々からの問い合わせも含めて1年365日対応をさせていただいています。

エーザイお客様ホットライン

0 1 2 0 - 1 5 1 - 4 5 4

*フリーダイヤルでお受けいたします。

*平日は9：00～18：00、土日・祝日9：00～17：00（無休対応です）

お客様ホットラインには、年間で約12万件のお問い合わせがあり、問い合わせの数も年々増加しています。

お問い合わせの内容は、医療用医薬品に関するお問い合わせが約9万件、OTCに関するお問い合わせが2万5千件あります。*図1

特にOTC医薬品に関するお問い合わせは昨年度1.2倍と増加傾向にあります。

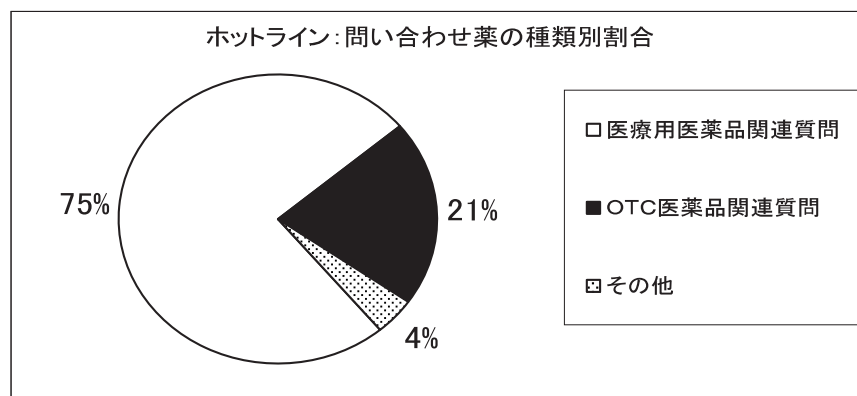


図1. お問い合わせ種類

2) OTC医薬品に関するお問い合わせ

OTC医薬品に関するお問い合わせをいただいている方々の大半は、患者様や一般生活者の皆様で、その数、年間約1万8千件にもものぼります。*図2

患者様や一般生活者の皆様のセルフメディケーションの意識の拡大はこんなところにも現れています。

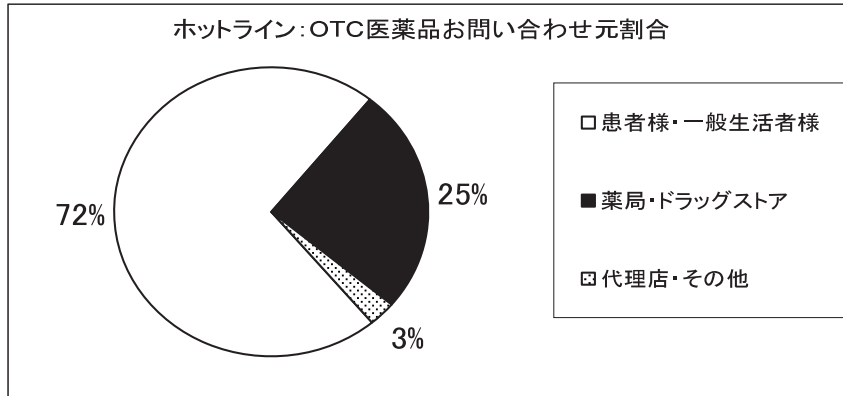


図2. お問い合わせ者

OTC医薬品に関するお問い合わせの内容で約半数のみなさまに効き目・飲み方・飲み合わせに関するお問い合わせをいただきました。*図3

「薬の事をもっと知りたい!」「安心して薬を服用したい!」といったOTC医薬品に対する情報の必要性が高まっています。

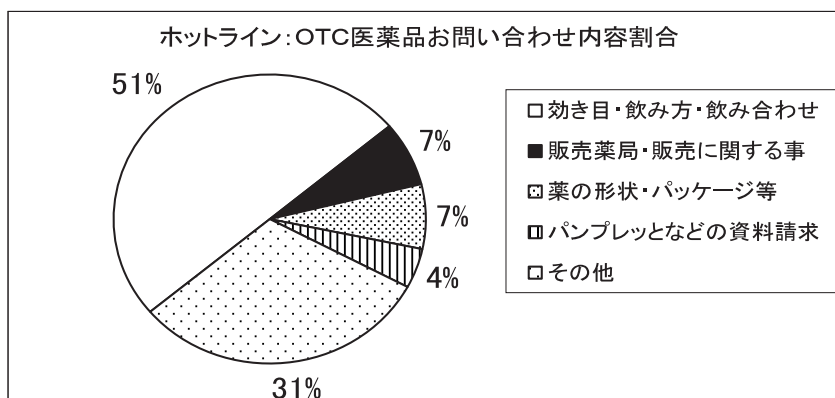


図3. お問い合わせの内容

3) 具体的なお問い合わせ

OTC医薬品に関するお問い合わせの内容の代表的な事例をご紹介します。

①ナボリンシリーズ

(ナボリン・ナボリンEB錠・ナボリンS)

- ・肩こり・腰痛・手足のしびれ・眼精疲労のお薬
- ・第3類医薬品
- ・主成分として医療用医薬品の成分であるメコバラミン（活性型VB12）をスイッチしたスイッチOTC

Q1：ナボリンシリーズの違いをおしえてください。



- Q 2 : 1ヶ月以上飲んでも大丈夫ですか？
 Q 3 : 妊娠授乳中にナボリンSを飲んでも大丈夫でしょうか？
 Q 4 : 痛みが辛いので1回に倍の2錠飲んだ方が早く効くのではないのでしょうか？
 Q 5 : 椎間板ヘルニアが原因の腰痛などに効果はありますか？

②チョコラBBグループ

(チョコラBBプラス・チョコラBBピュア)

- ・肌荒れ・にきび・口内炎のお薬
- ・第3類医薬品



- Q 1 : チョコラBBを飲んだらおしっこが黄色くなってしまい、びっくりしました！
 Q 2 : 口内炎を早く治したいのですが、多く飲んだら効果はありますか？
 Q 3 : 口内炎には、BBプラスとBBピュアどちらが良く効きますか？
 Q 4 : 体が大きいのですが、15歳未満でもBBプラスを飲ませて良いですか？
 Q 5 : 長期投与しても害はありませんか？

③セルベールシリーズ

(セルベール(細粒)・セルベール整胃錠)

- ・胃のもたれ・食べすぎ・飲みすぎのお薬
- ・第2類医薬品
- ・主成分として医療用医薬品の成分であるテプレ



ノンをスイッチしたスイッチOTC

- Q 1 : この薬の作用はどのようなものですか？
 Q 2 : 胃が痛いときにも効果はありますか？
 Q 3 : 相談事項に書かれている「高齢者」とは何歳からですか？
 高齢者は飲んではいけないのでしょうか？
 Q 4 : 市販の風邪薬や鎮痛剤と一緒に服用できますか？
 Q 5 : H2ブロッカーと一緒に飲んでもいいですか？

2 薬局の薬剤師さんに相談してみましょう！

今まで述べさせていただきましたお問い合わせ事例は、OTC医薬品に関するほんの一部です。実際には、例えば併用について、医療用医薬品とOTC医薬品との併用、医療用医薬品と健康食品との併用、OTC医薬品とOTC医薬品の併用、OTC医薬品と健康食品等様々なケースが考えられます。お薬の情報を知っていただいた上で、安全で効果的な服用をされるためにも薬や健康食品の事で疑問に思うことがありましたら、電話やインターネットも効率的な手段ではありますが、薬局に足を運び、「薬のプロである、薬に一番

詳しい薬剤師さん」に相談してみたらいかがでしょうか？様々な疑問に丁寧に総合的にお答えいただけると思いますよ！

第51回東邦大学薬学部公開講座予告

日 時：2011年5月21日（土） 13：30～

会 場：東邦大学習志野キャンパス

（〒274-8510 船橋市三山2-2-1 TEL 047-472-0666）

参加費：無料（申込みは不要）

テ ー マ：『**老化を防ぐ**』

演 題：

1. **老化と環境－基礎研究の立場から－**

東邦大学 薬学部 教授 高橋 良哉 氏

2. **果物摂取と生活習慣病－最近の疫学研究から－**

農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所 主任研究員 杉浦 実 氏

3. **健康長寿のための食生活－要介護にならないための食の手立て－**

人間総合科学大学 教授 熊谷 修 氏

東邦大学薬学部公開講座

今までに取り上げたテーマ（第1回～第49回）

- 第1回 「薬の開発、使い方と副作用」
- 第2回 「花粉症、アレルギー」
- 第3回 「漢方と生薬」
- 第4回 「老化と成人病」
- 第5回 「食品添加物、食品汚物」
- 第6回 「糖尿病」
- 第7回 「病気と検査」
- 第8回 「薬が世にでるまで」
- 第9回 「痛み」
- 第10回 「身のまわりの毒」
- 第11回 「心臓病」
- 第12回 「肥満」
- 第13回 「皮膚と化粧品」
- 第14回 「ストレス」
- 第15回 「健康と食事」
- 第16回 「老年期痴呆」
- 第17回 「癌の予防と治療をめぐって」
- 第18回 「『水』 - 良い水 悪い水 -」
- 第19回 「腰痛と頭痛・肩こり」
- 第20回 「目の健康」
- 第21回 「アレルギー」
- 第22回 「胃の病気と薬」
- 第23回 「血管の老化」
- 第24回 「骨粗しょう症」
- 第25回 「血液の病気」
- 第26回 「心の病気」
- 第27回 「関節の病気」
- 第28回 「睡眠」
- 第29回 「感染症」
- 第30回 「がんを知る、がんを防ぐ、がんを治す」
- 第31回 「スギ花粉症」
- 第32回 「医療に於ける薬剤師の役割」
- 第33回 「薬剤師の活躍による薬害防止」
- 第34回 「薬物治療の基礎と応用（くすりの効き方・使い方）」
- 第35回 「臨床検査から何がわかるのか」
- 第36回 「感染症から身を守るために」
- 第37回 「薬剤師の理想像を目指す」
- 第38回 「サプリメント」
- 第39回 「ウイルスの病気」
- 第40回 「食と健康」
- 第41回 「薬に頼らない健康法」
- 第42回 「肌とビタミンA・EとコエンザイムQ」
- 第43回 「心臓の機能と病気」
- 第44回 「心の病気と生活習慣」
- 第45回 「香りの科学」
- 第46回 「薬の原点」
- 第47回 「クスリの“かたち”と“ききめ”」
- 第48回 「薬をもっとよく知ろう」
- 第49回 「真菌感染症」

公開講座などの案内はテレホンサービスおよびホームページ等をご利用ください。

テレホンサービス 047-471-1030 お問い合わせ TEL 047-472-0666

ホームページ <http://www.phar.toho-u.ac.jp/>